



2009年3月27日 第2009-17号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

雇調金助成率の引き上げ等決まる

3月25日に開催された労働政策審議会職業安定分科会は、現下の厳しい雇用情勢への対応として、雇用調整助成金の助成率引き上げと、残業削減雇用維持奨励金の新設を決めました。その概要は下表の通りです。

与党の人気取り政策？

これは、与党の「新雇用対策に関するプロジェクトチーム」の提言を受けて行われることとなったもの。同分科会の委員を務めるJAMの

斉藤書記長は、「反対はしないが、与党の人気取り政策であることは明らか。雇調金の助成率をいくら引き上げても、支給額には上限があるのでさほどのメリットはない。また、残業削減雇用維持奨励金については、数ヶ月前ならともかく、今となってはピンとはずれの制度。『与党は雇用のために何かやっていますよ』とアピールしたいだけで、現場のニーズにできていない」と述べています。

なお、実施は3月31日からとなります。

名称	雇用調整助成金（雇用維持充実型）	残業削減雇用維持奨励金
制度の枠組み	従来の雇用調整助成金の助成率引き上げ	残業大幅削減
概要	雇調金を活用して休業等を実施した際、正規・非正規労働者（派遣労働者を含む）の雇用維持をした場合に助成率を上乗せ	残業時間の削減により、正規・非正規労働者（派遣労働者を含む）の雇用維持をした場合に助成金を支給
要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産量・売上高減少（5%以上減 / 直前または前年同期3ヶ月比）ただし、中小企業の場合は直近の決算等の経常利益が赤字であれば、5%未満でも可 被保険者を解雇等¹しない（判定基礎期間及びその直前の6ヶ月間） 被保険者等²の数が直前6ヶ月平均の80%以上 通常の休業等実施計画届の提出で可 	<ul style="list-style-type: none"> 生産量・売上高減少（5%以上減 / 直前または前年同期3ヶ月比）ただし、中小企業の場合は直近の決算等の経常利益が赤字であれば、5%未満でも可 被保険者を解雇等¹しない（対象期間内） 被保険者等²の数が直前6ヶ月平均の80%以上 残業を大幅削減（直前6ヶ月平均の1/2以下かつ5時間以上減） 残業削減に係る事前計画（協定）を提出
助成内容	休業等に係る雇用調整助成金の助成率を、現行の4/5から9/10に引上げ（大企業は、2/3から3/4に引上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 雇用維持有期契約労働者1人年30万円 × 対象労働者数 + 派遣契約維持派遣労働者1人年45万円 × 対象労働者数（上限各100人）を6ヶ月ごとに分けて支給（大企業の場合、各々20万円と30万円 本助成金の支給後1年間は再度支給を受けられないクーリング期間を設定

1 「解雇等」には、契約更新予定がある場合の雇止め、労働者派遣契約の事業主都合による中途契約解除を含む。

2 「被保険者等」には、受入れ派遣労働者を含む。